

令和6年度韮崎市障がい者施策推進協議会

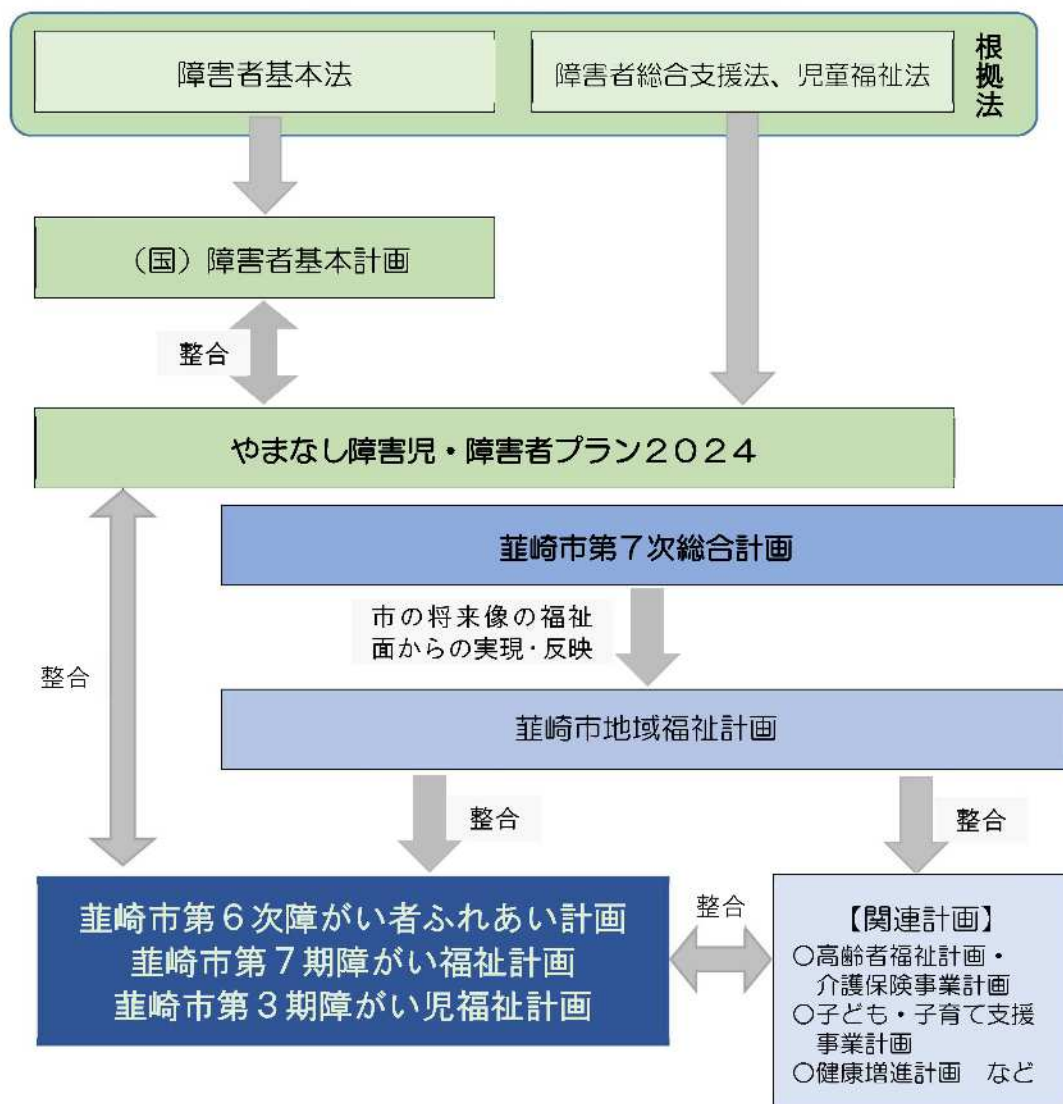
日 時 令和7年2月7日（金）13：30

場 所 韮崎市役所別館2階201会議室

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 韮崎市第6次障がい者ふれあい計画の検証と評価
 - (2) 韮崎市第7期障がい福祉計画、韮崎市第3期障がい児福祉計画の検証と評価
4. その他
5. 閉会

【計画の位置づけ】



4 計画の期間

「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。また、「韮崎市第7期障がい福祉計画」・「韮崎市第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度の3か年計画とします。

なお、国や山梨県の施策の動向、障がいのある人を取り巻く環境の変化などを見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
韮崎市第5次 障がい者ふれあい計画			韮崎市第6次障がい者ふれあい計画					
韮崎市第6期 障がい福祉計画			韮崎市第7期 障がい福祉計画			第8期韮崎市 障がい福祉計画		
韮崎市第2期 障がい児福祉計画			韮崎市第3期 障がい児福祉計画			第4期韮崎市 障がい児福祉計画		

5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、サービスを利用する方々の現状を適切に把握するため、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施するとともに、関係者の意見を反映させるため、福祉・医療関係者及び当事者団体の代表などから構成される韮崎市障がい者施策推進協議会にて、計画内容を検討いただきながら策定しました。また、パブリックコメント制度に則り、市民の皆さまの意見を広く反映するため、計画案を市ホームページなどで公表し、意見を募集しました。

【パブリックコメントの概要】

実施期間：令和5年12月11日～令和6年1月12日

意見提出数：3件

韮崎市障がい者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、韮崎市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 本市における障がい者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。次号及び第4条において同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者及びその家族
- (2) 障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

韮崎市第6次障がい者ふれあい計画【令和6年度評価】

令和6年12月末日現在

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
1	尊重し合い、支え合って暮らせるまちづくり	(1) 権利擁護と差別解消に向けた取り組みの推進	1 成年後見制度の推進	社会福祉協議会	実施	後見人への報酬助成は福祉課で3件、長寿介護課で8件、申立て助成は福祉課0件、長寿介護課2件でした。 社会福祉協議会では、令和元年10月から法人後見事業、令和3年度から成年後見制度中核機関が設置され、中核機関の連携強化として、毎月、社会福祉協議会、長寿介護課、福祉課により事務局会議が開催され、権利擁護に関する情報共有、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を交えた事例検討を行いました。また、令和6年4月から法人後見支援事業として市より補助が開始されました。
				長寿介護課		
				福祉課		
			2 権利擁護事業（法人後見事業）	社会福祉協議会	実施	社協法人後見の利用者は後見7名、保佐1名。法人後見運営委員会を2回実施し、新規相談は2件でした。社協だよりにて制度の紹介、合同勉強会にて制度の説明を行いました。
			3 日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	実施	日常生活自立支援事業の契約者は31件（認知症高齢者10件、知的障害者14件、精神障害者7件）でした。支援計画を策定するにあたり、日常生活自立支援事業自立生活支援計画策定委員会を年2回実施し、福祉等の専門的な知識を有する委員より助言を得ました。困難事例等については、中核機関の定例会で、支援の方向性について検討しました。また、積極的に各種研修を受け、職員の資質向上に努めました。
			4 障がい者虐待防止窓口及び体制の充実（障がい者虐待防止センター）	福祉課	実施	福祉課に設置している福祉総合相談窓口（障がい者基幹相談支援センター）に障害者虐待防止センターを設置して、関係機関等と連携を図りながら、虐待の防止・早期発見に努めました。
			5 峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営	福祉課	実施	峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営を峡北地域障がい者自立支援協議会連絡調整会議内において行い、障がい者に対する差別の解消に向けた取り組みに関して協議・検討を行いました。また、基幹相談支援センター職員2名が障害者差別地域相談員として活動しました。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
		(2) 障がい及び障がい者に対する理解の促進	1 理解促進研修・啓発事業	福祉課	実施	障がい者への理解を促進するために、市民向けのまちづくり出前塾を実施しています。また、外見からは分からなくても援助が必要な方のためのヘルプマークについて、広報やホームページ等で周知しています。ヘルプマークにつきましては、令和6年7月より配布しています。
			2 障害者週間等の啓発	福祉課	実施	4月2日「自閉症啓発デー」、4月2日～8日「発達障害啓発週間」の周知を図るため、4月の広報に記事を掲載しました。また期間中、葦崎駅前広場、平和観音をシンボルカラーのブルーによるライトアップを行い、理解・啓発活動を行いました。12月3日～9日の「障害者週間」は、全ての市民に障がいのある人に対する理解の促進を図るため、12月広報で共生社会の実現をテーマに記事を掲載しました。
			3 市職員福祉研修	福祉課	実施	市職員が障がい及び障がいのある人に対して理解と認識を深めることができるよう、秘書人事課主催で精神・発達障害についての知識や必要な配慮などへの理解を深めることを目的に精神・発達障害者しごとサポーター養成研修を開催しました。
				秘書人事課		
			4 福祉のこころ醸成事業	社会福祉協議会	実施	学校や地域の関係者と連携し、障がい者や高齢者との出会いやふれあい体験等を通じて、子どもたちが生命の尊厳や人間の生き方について学ぶ機会を提供しています。今年度は葦崎東中学校の3年生を対象とした助産師会による「いのち」に関する授業、2年生を対象とした職場体験の授業を行いました。
			5 手話言語の理解促進	福祉課	実施	9月23日「手話言語の日」の周知を図るため、9月の広報に記事を掲載しました。また期間中、のぼり旗の掲出、平和観音をシンボルカラーのブルーによるライトアップを行い、理解・啓発活動を行いました。また、葦崎市民向けに手話奉仕員養成講習会を開催しました。
2	快適な地域生活を送れるまちづくり	(1) 保健・医療の推進	1 母子健康診査事業	健康づくり課	実施	妊産婦健康診査受診票等、医療機関での健診に対する助成を実施しました。また、必要な支援につなげられるように、乳幼児健診を実施しました。4か月児健診98.5%・1歳6か月児健診96.3%・3歳児健診100%の受診率であり、未受診者には電話や訪問にてフォローを行っています。
			2 母子訪問相談事業	健康づくり課	実施	保健師または助産師が出生児全員に家庭訪問しており、対象に合わせ、適切な育児指導等を実施しています。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			3 成人健康診査事業	健康づくり課	実施	人口・国民健康保険対象者が減少していますが、総合健診の受診者数は前年度並みでした。令和6年度から後期高齢者医療保険加入者の人間ドック受診者に対し助成を開始し、受診機会の拡大を図りました。
			4 成人健康教育	健康づくり課	実施	市民一人ひとりの健康に対する自己管理及び健康意識の啓発のため、各種健康教室等を開催しました。 ・定期健康相談（月曜日・木曜日）の実施 ・にらさきいきいきウォーキング（3回/年）の開催 ・総合健診結果報告会（8回/年）の実施 ・女性のがん予防普及啓発事業として、子宮頸がん予防講演会を開催（48人参加） ・糖尿病予防講演会の開催 ・健康アップ教室の開催
			5 心の健康づくり	福祉課 健康づくり課	実施	市民一人ひとりが心の健康や自殺について関心を持ち、正しい知識を得ていのちを大切にすること、自殺を予防するための行動がとれるよう啓発・教育を実施しています。若年層に対しては、いのちの大切さを伝える目的として、市内各中学校で『命の授業』を実施しました。そのほか、電話相談や保健福祉センター窓口、福祉総合相談窓口にて心の健康相談に対応できる体制を整備しています。
			6 自立支援医療給付	福祉課	実施	身体または精神に重度の障がいのある人、または育成や更生、精神疾患の治療に必要な医療を受けた人に対して、医療費の一部を助成しました。
			7 養育支援訪問事業（フォロー訪問）	健康づくり課	実施	産後うつ傾向や虐待疑いのある家庭、また授乳等の育児手技の継続指導が必要な家庭には保健師等が訪問し、相談・支援を実施しています。
			8 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども子育て課	実施	関係機関との連携により要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図りながら、要保護、要支援児童への対応方針を協議検討しています。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			9 重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）を支援する体制の整備	福祉課	実施	重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）が適切な支援を受けることのできる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の体制が確保されるように推進しました。今年度は、看護師が常駐している児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が新規で1カ所開所されました。今後も、重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）が適切な支援を受けることのできる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備や支援できる人材の確保を推進していきます。
			10 重度心身障がい者医療費の助成	福祉課	実施	治療を必要とする障がいのある人への経済的な支援を図るため、重度心身障がい者医療費の助成をしました。
		（２）相談支援・情報提供の充実	1 福祉総合相談窓口（障がい者基幹相談支援センター）の運営	福祉課	実施	地域生活を円滑に送るために、障がい者基幹相談支援センターの相談員が福祉に関する総合的な相談に応じ、関係機関やサービス事業者と連携をとりながら、問題解決に向けた支援や情報提供を行いました。またパンフレットにより窓口の周知を図りました。
			2 地域包括支援センターの運営	長寿介護課	実施	地域包括支援センターにおいて訪問、電話、窓口で受けた相談に対し介護だけでなく保健・医療・福祉・成年後見等の関係機関と連携を図り支援しています。
			3 SNS、広報、ホームページ等を活用した情報発信の強化	福祉課	実施	広報、視覚障がい者向け声の広報等を活用して、障がいのある人に、生活に必要な情報を提供しました。またLINE、にらさき防災・行政ナビ、Facebookなど、SNSを活用して適時情報発信を行いました。
				デジタル戦略課		
			4 障がい福祉サービス事業者ガイドの作成・配布	福祉課	実施	峡北地域で提供されている障害福祉サービスについてまとめた「峡北地域障がい福祉サービス事業者ガイド」を2年ごとに更新し、障害福祉サービスの種類、利用の流れ、障害福祉サービス事業所などの情報を必要とする方々に情報発信しました。また、各事業所への配布、市ホームページへ掲載し周知しました。
			5 情報のバリアフリー化の推進	福祉課	実施	誰もが必要としている情報が得られるように、広報、視覚障がい者向け声の広報等を活用して、障がいのある人に、生活に必要な情報を提供しました。市ホームページは音声読み上げ機能や画面構成など、誰もが使いやすいように配慮しています。また、アクセシビリティやスマホ等に対応できるCMSを導入するなど、誰でも使いやすいホームページとなるよう努めています。令和6年9月より市ホームページに音声版広報の掲載を開始しました。
				デジタル戦略課		

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			6 家庭児童相談員設置事業	こども子育て課	実施	こども子育て課内に家庭児童相談員を設置し、各種相談支援を行っています。
			7 ピアサポートの推進	福祉課	実施	地域の相談支援体制の充実を図るため、精神障がいのある人の身近な相談相手となるピアサポーターの育成のため、にもミーティングを開催しました。今後ピアサポーターが主体となって活動していけるように推進していきます。
			8 重層的支援体制整備事業についての検討	福祉課	未実施	従来の分野ごとでの相談支援体制だけでは解決できない問題について対応していくため、包括的な体制、地域づくり及び他機関共同が必要であり、その環境の整備をするために、今後重層的支援体制の構築に向け、担当部署と協議していきます。令和8年度に重層的支援体制整備事業が開始できるように、令和7年度は移行準備を進めてまいります。
				長寿介護課		
				こども子育て課		
			9 ヤングケアラーへの支援の推進	こども子育て課	実施	ヤングケアラーの認知度を上げるための啓発を図るために、夏季休暇前にはリーフレット、冬季休暇前には啓発カードをそれぞれ作成し、市内小中学校へ配布を行っています。また、相談があったケースについても関係機関と連携し支援を行っています。
				教育課		
				福祉課		
			10 ひきこもり状態にある人への支援	こども子育て課	実施	こども子育て課及び教育課において不登校の状態にある子どもに対しての相談に応じ、関係機関と連携し支援を実施しています。また、障がい者や高齢者支援の中で把握した引きこもり状態で悩んでいる方に対し、関係部署と連携を図り支援を実施しています。
				福祉課		
				長寿介護課		
		(3) 地域生活を支える協議体制の構築	1 峡北地域障がい者自立支援協議会の運営	福祉課	実施	日常生活における課題の抽出や協議、検討を図るため、医療・福祉・教育・労働等、障がいのある人の自立支援に関連のある機関や当事者やその家族で構成する、峡北地域障がい者自立支援協議会を北杜市と合同で運営しました。就労系部会、精神地域包括ケア検討部会、地域生活支援拠点部会、研修企画部会を設置して課題解決に向けた協議を行いました。
			2 峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営【再掲】	福祉課	実施	峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営を北杜市と合同で行い、連絡調整会議において、障がい者差別の解消に向けた取り組みを行いました。また、12月広報にて障がい者差別地域相談員の情報を掲載しました。
			3 障がい者施策推進協議会の運営	福祉課	実施	障がい者施策の実施状況の把握や、総合的かつ計画的な推進に向けた研究・協議を行う場として、障がい者施策推進協議会を設置・運営し、関係機関との連携強化を図りました。 令和6年度は、韮崎市第6次障がい者ふれあい計画、韮崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について、評価・検証を行いました。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	福祉課	実施	障がいのある人や高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護のそれぞれの強みを生かした連携を通して、地域包括ケアシステムの構築を推進し、一体的な支援を図りました。今後も精神障害者等にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、さらなる協議や連携を推進していきます。
		(4) 障害福祉サービス等の充実	1 介護給付	福祉課	実施	障がいのある人の生活に必要な介護等のサービスを提供しました。
			2 訓練等給付	福祉課	実施	障がいのある人が身体的または社会的リハビリテーションや就労につながるよう、必要な訓練等のサービスを提供しました。
			3 計画相談支援	福祉課	実施	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、状況に応じてモニタリング頻度を変更するなど、柔軟な相談支援の提供をしました。
			4 地域移行支援	福祉課	実施	障がい者支援施設に入所している知的障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域生活に移行できるよう、相談、住居の確保などに関する支援の提供をしました。
			5 地域定着支援	福祉課	実施	安定した地域生活を営むことができるよう、緊急事態等に備えた常時の連絡体制を確保するとともに、個々のケースに対応した相談対応や支援の提供をしました。
			6 地域生活支援事業	福祉課	実施	日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、意思疎通支援や移動支援など、それぞれのニーズに応じた柔軟な支援を提供しました。
			7 地域活動支援センターの運営	福祉課	実施	地域活動支援センターの運営を通して障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進を図りました。
			8 地域生活支援拠点の機能強化	福祉課	実施	障がい者の重度化や高齢化、「親なき後」を見据えて、障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等の機能を、事業所間連携による面的整備により地域生活支援拠点を令和2年4月より実施しています。現在3事業所が拠点登録しています。峡北地域障がい者自立支援協議会でも専門部会を設置して登録促進に向けた協議を行いました。今後、支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築を進めるためにコーディネーターの配置も検討していきます。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			9 障害児通所支援サービス	福祉課	実施	障がいのある子どもが身近な地域において質の高い療育を受け、集団生活に適応できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供しました。 令和6年度現在、市内に、児童発達支援2ヶ所、医療型児童発達支援1ヶ所、放課後等デイサービス5ヶ所、重症心身障害児向け放課後等デイサービス1ヶ所設置されています。
			10 福祉手当	福祉課	実施	障がいのある人の生活を保障し、経済的自立を促進するため、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給しました。また、これらの各種手当について、手帳等交付時や市ホームページにより周知を図りました。
			11 福祉車両貸出	社会福祉協議会	実施	病院や福祉施設への送迎や買い物、レクリエーションへの参加等において自家用車での移動が困難な方に対し、車いす対応の福祉車両の貸出を行うことにより、社会生活の利便性の向上を図り、社会参加を促しました。車いす対応福祉車両の貸出が26件（通院24件、施設2件）、ボランティア活動への車両貸出が7件（全て同団体）でした。
			12 ボランティア移動支援	社会福祉協議会	実施	現在登録している利用者数は47名で活動件数は202件でした。ボランティアは25名の登録がありますが、実際活動しているのは10名程度で、利用者数が増加するなかボランティア不足が課題となっています。
			13 障がい者福祉にかかわる人材の確保・育成	秘書人事課	実施	障がいのある人の暮らしを支える社会福祉士や保健師の人材を確保し、各職員専門の研修会等に参加し、育成を図りました。
			14 障害福祉サービス事業所における感染症対策	福祉課	実施	サービス提供事業所における感染症の拡大防止を図るため、対策の周知に努めるとともに、感染症発生時においてもサービスを継続的に提供できるように働きかけました。
3	自立と社会参加を支援するまちづくり	（1）保育・教育・療育を提供する体制の充実	1 在宅障がい児（者）療育指導事業	福祉課 社会福祉協議会	実施	障がいのある在宅の子どもと親を対象に、貼り絵やブラレール、夏祭り、ウィンドウアートなど例年開催の活動に加え、スポーツ吹き矢、動作法など新たな活動も取り入れて年9回実施しました。
			2 保育所運営事業等	こども子育て課	実施	保育園に入所しながら専門機関で療育を受けれるように並行通園の実施をしています。また、公認心理師による巡回相談等を通じ、関係各機関と連携を図る中で、受入れ体制整備及びそれぞれの子どもに合った支援に努めています。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			3 インクルーシブ教育の充実	教育課	実施	障がいの有無にかかわらず、可能な限り多様な学びの場の体制を確保し、インクルーシブ教育の充実を図りました。
			4 特別支援学校等の就学指導・進路相談	教育課	実施	心身の障がいに基づく困難を克服するために必要な知識・技能及び習慣を養い、社会参加と自立ができるよう、発達が気になる子どもや障がいのある子ども及びその家族に対し、特別支援学級、特別支援学校への就学指導、通級指導教室の案内や進路相談を行いました。また、児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすため、庁内各課や関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいの状態・発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めました。
			5 発達障がいのある子ども等の支援	福祉課	実施	発達障がい等のある子どもに対し、乳幼児期から学齢期まで一貫した切れ目のない支援が行えるよう、保健・医療・福祉・教育等の各関係者による発達障がい児支援連携会議を開催し、連携強化を図りました。
			6 療育相談	健康づくり課 福祉課	実施	発達が気になる子やその保護者等が困り感や不安を感じている子どもの関わり方や対応方法について、臨床心理士による療育相談や心理相談を実施し、アドバイスを行っています。 療育相談は24回実施し、利用者延べ93名、心理相談は4回実施し、利用者延べ10名となっており、年長児には就学相談を勧めることも行っています。 また、地域の障がい児者家族会による保護者同士が気軽に相談できる場として「フリースペース」を継続して実施しています。
			7 巡回相談	こども子育て課	実施	障がいの早期発見から早期の訓練開始へスムーズにつなげていけるよう、市内保育所、幼稚園、認定こども園、児童センター等への定期的な巡回相談を実施しました。保育園等公認心理師巡回訪問（各園年2回）、児童センター等公認心理師巡回（各センター年2回）。また、保育士等を対象としたスキルアップ研修（各園年2回）を実施しました。
			8 ひとり立ち料理教室	社会福祉協議会	実施	障がいのある方の社会参加のきっかけづくりとして蕪崎市ボランティアの会と共同して料理教室を開催し、参加者同士の交流と心身の健康づくりを支援しました。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
		(2) 雇用・就労支援の充実	1 障がい者雇用を支援する機関との連携	福祉課	実施	障がいのある人の雇用促進に向けて、個別のケースに応じて就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい者雇用に関わる支援を行いました。
			2 精神障害者社会適応訓練事業の利用の促進	福祉課	実施	保健所と相談しながら、精神障がいを治療中の人の社会復帰を支援するため精神障害者社会適応訓練事業を検討しましたが対象となる方はいませんでした。
			3 障がい者雇用の促進	秘書人事課	実施	障がいのある人の採用を視野に入れた市職員採用選考試験を実施し、障がいのある人の雇用を促進した結果、法定雇用率を達成することができています。
			4 障害者優先調達推進法の推進	福祉課	実施	障がい者就労施設等から物品やサービス等を優先的に調達することで、就労する障がいのある人の経済的自立を推進するための調達方針を定めました。また、庁内の幅広い部署からの調達の促進を図りました。
			5 ICTを活用した就労支援	福祉課	実施	障がいのある人の実務的な職業能力の向上を図るため、在宅ワークなど職業訓練等における ICT の活用を推進しました。今後、働き方改革も進む中で利用者が増えてくることが予想されますので、情報提供など推進していきます。
			6 農福・産福連携の推進	福祉課 農政課	実施	令和2年度から実施している市内農業者等と福祉就労事業所との連携を図る「農福連携」については、農業者等と福祉就労事業所が直接仕事を請け負う方法や山梨県農福連携推進センターを活用する方法となりましたが、必要に応じて福祉課が窓口となり相談を行っています。また人手不足に課題を持つ農業従事者からの相談を受け、関係機関及び山梨県農福連携推進センターへの橋渡しを行い、農業と福祉の連携推進に努めています。
		(3) スポーツ・文化活動等の促進	1 障がいのある人のスポーツ大会の開催・参加支援	福祉課 社会福祉協議会	実施	身体障害者福祉会等と連携しながら、障がいのある人の参加するスポーツイベントや障がい者交流運動会等を開催しました。今後、県スポーツ協会と連携してパラスポーツを推進していきます。
			2 市立図書館の整備	教育課	実施	ユニバーサルデザインを取り入れた施設環境の整備などとともに、点字図書、大型活字本の蔵書のほか、視覚障がい者を対象に、週2回の代読サービスを実施しています。また、字幕、音声ガイド付きの、バリアフリー映画上映会を今年度も実施予定です。

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			3 文化祭などの参加支援	福祉課	実施	障がいのある人の自主的な芸術・文化活動を支援するため、山梨県障害者文化展への参加を各種福祉団体等に呼びかけました。
4	安心して暮らせるまちづくり	(1) やさしいまちづくりの推進	1 ユニバーサルデザインによるまちづくり	建設課	実施	障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するために、公園等の改修時に障がい者用トイレやスロープ、車いす等を設置し、誰に対してもやさしいまちづくりを推進しています。令和6年度は、市道藤井1号線の改良において、車いす等が通行しやすくなるよう、植樹帯を撤去し歩道拡幅を行いました。また、公民館設置の車いすの修繕を行ない、利用時に備えました。 施設の構造上、障がい者用トイレやスロープの設置が困難な公民館があり、今後の改修課題となっています。
				教育課		
				福祉課		
			2 介助用自動車購入助成事業	福祉課	実施	身体に障がいのある人などが移動の際に必要なとする自動車をリフト付きに改造する場合や、既に改造された自動車を購入する場合、その費用の一部を助成しました。
			3 タクシー利用助成事業	福祉課	実施	障がいのある人の社会参加を促進するため、外出の際に利用するタクシー料金の一部を助成しました。
			4 市民バス委託運行事業	財務政策課	実施	令和5年度に策定した地域公共交通計画に基づき、利便性向上のため令和7年2月から市民バス竜岡線にA I オンデマンド交通を導入予定です。今後も他路線への拡充等を検討し、併せて他の公共交通施策の見直しを進めていきます。
		(2) 防災・減災体制の整備	1 避難行動要支援者登録台帳の管理	長寿介護課	実施	災害発生時に支援を必要とする障がいのある人に、迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう、避難行動要支援者登録台帳を管理しました。
				福祉課		
			2 個別避難計画の作成	長寿介護課	実施	避難行動要支援者の防災対策を進めるにあたり、組織横断的な取り組みが必要であることから9月より長寿介護課、福祉課、総務課、健康づくり課で個別避難計画防災チームを編成し、個別避難計画策定における様式や対象者の見直し、策定のアプローチ方法、避難所のあり方等について検討を行っています。
				福祉課		
				総務課		
			3 福祉避難所の整備	長寿介護課	実施	避難の長期化に備えて、障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、市内の福祉施設と協定を結んでいます。また、地震だけではなく台風等にも対応できるよう、今後は協定内容の見直し、避難所の収容人数の見直し、医療的ケアの必要な方の電源の確保や避難場所、福祉避難所等の見直しを行っていく予定です。
				福祉課		

	基本方針	施策の方向	主な事業	担当課、実施機関	事業の実施状況	事業の実施状況 補足説明
			4 防災意識の普及・啓発	総務課	実施	災害情報や身近な防災・減災情報などをリアルタイムに文字情報で発信し、防災意識の普及・啓発を行いました。メールマガジンやにらさき防災・行政ナビは登録件数が増加しており活用が浸透してきているが、障がいのある人に対する防災訓練への呼びかけや実働訓練が不足しています。今後、個別避難計画作成者の増加に伴うインクルーシブ訓練の実施、障がい福祉施設に対して福祉避難所としての活用や運営方法の協力を求めています。
			5 自主防災組織の活動支援	総務課	実施	障がいのある人に地区の防災訓練に参加してもらうことで、障がいのある人及び地域住民の双方に対して、災害時に想定される支援についての認識を高めています。地区に対して避難行動要支援者名簿を提供しており優先的に配慮すべき対象者が把握されています。今後は、障がいのある人の防災訓練参加実績を把握していくことが課題です。
		(3) 防犯体制の整備	1 交通安全意識の啓発	総務課	実施	障がいのある人が交通事故の被害者とならないよう、年2回交通安全街頭指導所を開設し、交通安全に対する啓発を行いました。また、地区の要望に基づきカーブミラーの設置や維持管理を行い安全な交通環境の整備を図りました。
			2 防犯意識の啓発	総務課	実施	警察と連携し、防犯に関する情報をその都度、にらさき防災・行政ナビや防災防犯メールマガジンで情報提供しました。また、青色回転灯付パトロールカーで防犯活動を実施しました。

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 基本指針における実績状況】

○障がい福祉計画

※R3年度～R5年度は第6期のため目標値や指標が異なります

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	説明
地域生活移行者数（人）	4	令和6年度から令和8年度末までの間に施設入所から地域生活に移行する者の数と割合
地域移行の割合（％）	8.3	
施設入所者数の削減数（人）	4	令和4年度末の施設入所者48人からの減少数
削減の割合（％）	8.3	

6年度	
数値（見込）	目標との差
1	△ 3
2.0	△ 6.3
4	0
8.3	0.0

3年度	4年度	5年度
実績		
4	2	0
7.8	3.9	0.0
2	3	7
4.0	5.9	13.8

※基準となるR元年度末の施設入所者数は51人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	活動指標（R6）	説明
1年間の開催回数（回）	7	左記の活動指標により定期的に状況の確認を行う
保健、医療、福祉、介護等の関係者の参画の有無（人）	14	
協議の場における目標の設定数（項目）	2	
協議の場における評価の実績状況（回）	1	

6年度	
数値（見込）	目標との差
9	2
13	△ 1
3	1
1	0

3年度	4年度	5年度
実績		
2	3	8
12	14	14
1	2	2
1	1	1

3 地域生活支援拠点等の整備

項目	活動指標（R6）	説明
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1	左記の活動指標により定期的に状況の確認を行う
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無	有	
支援体制及び緊急時の体制連絡の構築の有無	有	
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	7	
強度行動障がい有する者への支援ニーズの把握等についての取り組み	無	

6年度	
数値（見込）	目標との差
0	△ 1
有	-
無	-
5	△ 2
無	-

3年度	4年度	5年度
実績		
※新規指標		
※新規指標		
※新規指標		
3	3	8
※新規指標		

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	説明
一般就労への移行者数（人）	9	福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末4人）
移行の倍率（倍）	2.25	
就労移行支援における一般就労移行者数（人）	3	就労移行支援により一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末0人）
移行の倍率（倍）	-	
就労継続支援A型における一般就労移行者数（人）	3	就労継続支援A型から一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末 2人）
移行の倍率（倍）	1.5	
就労継続支援B型における一般就労移行者数（人）	3	就労継続支援B型から一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末 2人）
移行の倍率（倍）	1.5	

6年度	
数値（見込）	目標との差
3	△ 6
0.8	△ 1.5
0	△ 3
-	-
3	0
1.5	0.0
0	△ 3
-	-

3年度	4年度	5年度
実績		
4	5	4
0.8	1	0.8
0	3	1
0.0	1.5	0.5
2	2	1
0.7	0.7	0.3
2	0	2
-	-	-

※第7期計画と目標設定が異なります。

5 就労移行支援事業所の事業所ごとの移行率

項目	目標値	説明
令和8年度末における就労移行支援事業所数（箇所）	1	就労移行支援事業所の数
そのうち就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所数（箇所）	1	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
割合（％）	50	割合が5割以上の事業所の割合

6年度	
数値（見込）	目標との差
0	1
0	△ 1
0.0	△ 50

3年度	4年度	5年度
実績		
※新規指標		

6 就労定着支援事業の利用率・就労定着支援支援事業による就労定着率

項目	目標値	説明
令和8年度末における就労定着支援事業利用者数（人）	6	就労定着支援事業の利用者数
令和8年度末における就労定着支援事業所数（箇所）	1	就労定着支援事業所の数
そのうち、就労定着率が7割以上の事業所数（箇所）	1	就労定着率7割以上の事業所の数
割合（％）	25	就労定着率7割以上の事業所の割合

6年度	
数値（見込）	目標との差
2	△ 4
1	0
1	0
100	75

3年度	4年度	5年度
実績		
※新規指標		

○障がい福祉計画（続き）

7 相談支援体制の充実・強化

項目	活動指標 (R6)	説明	6年度		3年度	4年度	5年度
			数値（見込）	目標との差	実績		
基幹相談支援センター等の設置数（箇所）	1	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の実施	1	0	1	1	1
地域の相談支援体制の強化（件・回）	9	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7	△ 2	5	8	9
	10	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9	△ 1	5	10	10
	12	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12	0	7	12	12
	8	個別事例の支援内容の検証の実施回数	2	△ 6	※新規指標		
	0	主任相談支援専門員の配置数	0	0			
協議会の体制確保	有	地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制確保	有	-			
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	5	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2	-			
	46	協議会の参加事業者・機関数	54	-			
	5	協議会の専門部会設置数	5	-			
	38	協議会の専門部会の実施回数	36	-			

8 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

項目	活動指標 (R6)	説明	6年度		3年度	4年度	5年度
			数値（見込）	目標との差	実績		
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（人）	3	相談支援従事者研修等を活用した市職員の受講人数	実施無	-	実施有	実施無	実施有
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果やその分析結果を活用した取り組み	無 -	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自	無 -	- -	無 -	無 -	無 -

○障がい児福祉計画

1 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

項目	目標値	説明	6年度		3年度	4年度	5年度
			数値（見込）	目標との差	実績		
児童発達支援センターの設置数（箇所）	4	児童発達支援センターの設置数（市町村もしくは圏域）	5	1	3	3	7
	3	そのうち、圏域で設置する数	4	1	3	3	6
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無	有	保育所等訪問支援の体制整備や、保育・教育施設などとの連携	有	-	※新規指標		

2 重症心身障害児を支援する事業所の確保

項目	目標値	説明	6年度		3年度	4年度	5年度
			数値（見込）	目標との差	実績		
児童発達支援事業所数（箇所）	6	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（市町村もしくは圏域）	8	2	1	1	7
	5	そのうち、圏域で設置する数	7	2		1	6
放課後等デイサービス事業所数（箇所）	11	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（市町村もしくは圏域）	15	4	3	3	11
	9	そのうち、圏域で設置する数	14	5		3	10

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

項目	目標値	説明	6年度		3年度	4年度	5年度
			数値（見込）	目標との差	実績		
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場（箇所）	1	圏域及び市町村における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置状況	1	0	1	1	1
コーディネーターの配置数（人）	1	基幹相談支援センター、障がい児相談支援事業所における、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2	1	0	0	0

【計画におけるサービス見込量】

○障がい福祉計画

1 訪問系サービス

サービスの種類	区分	第7期計画	
		6年度	
		人数	時間
居宅介護	見込量	55	728
	実績（見込）	54	851
	差	△ 1	123
重度訪問介護	見込量	2	95
	実績（見込）	2	62
	差	0	△ 33
同行援護	見込量	1	4
	実績（見込）	0	12
	差	△ 1	8
行動援護	見込量	6	120
	実績（見込）	4	48
	差	△ 2	△ 72
重度障害者等包括支援	見込量	0	0
	実績（見込）	0	0
	差	0	0

2 日中活動系サービス

サービスの種類	区分	第7期計画	
		6年度	
		人数	人日
生活介護	見込量	103	2,065
	実績（見込）	96	2,008
	差	△ 7	△ 57
自立訓練（機能訓練）	見込量	2	13
	実績（見込）	1	9
	差	△ 1	△ 4
自立訓練（生活訓練）	見込量	3	61
	実績（見込）	7	140
	差	4	79
就労移行支援	見込量	3	65
	実績（見込）	2	38
	差	△ 1	△ 27
就労継続支援（A型）	見込量	19	370
	実績（見込）	20	390
	差	1	20
就労継続支援（B型）	見込量	101	1,848
	実績（見込）	116	2,209
	差	15	361
就労定着支援	見込量	1	
	実績（見込）	1	
	差	0	
療養介護	見込量	6	
	実績（見込）	5	
	差	△ 1	
短期入所（福祉型）	見込量	18	184
	実績（見込）	23	273
	差	5	89
短期入所（医療型）	見込量	2	11
	実績（見込）	3	20
	差	1	9

3 居住系サービス

サービスの種類	区分	第7期計画	
		6年度	
		人数	人日
自立生活援助	見込量	1	
	実績（見込）	1	
	差	0	
共同生活援助	見込量	36	
	実績（見込）	39	
	差	3	
施設入所支援	見込量	45	
	実績（見込）	44	
	差	△ 1	

※令和6年10月末日までの実績から年間の見込み量を算出

※見込量の単位

時間…月間のサービス提供時間

人日…月間の利用人員×一人一月あたりの平均利用日数

人数…月間の利用人数

【参考】

第6期計画					
3年度		4年度		5年度	
人数	時間	人数	時間	人数	時間
46	652	46	652	47	678
50	609	55	711	56	855
4	△ 43	9	59	9	177
6	259	6	259	6	259
4	8	3	7	2	52
△ 2	△ 251	△ 3	△ 252	△ 4	△ 207
1	4	1	4	2	6
1	1	1	2	2	7
0	△ 3	0	△ 2	0	1
7	150	7	150	8	157
7	157	6	106	6	101
0	7	△ 1	△ 44	△ 2	△ 56
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0

第6期計画					
3年度		4年度		5年度	
人数	人日	人数	人日	人数	人日
104	2,184	105	2,214	105	2,214
100	2,091	103	1,959	100	2,002
△ 4	△ 93	△ 2	△ 255	△ 5	△ 212
1	15	1	15	1	15
1	22	2	19	1	9
0	7	1	4	0	△ 6
2	38	2	38	2	38
1	0	3	60	6	96
△ 1	△ 38	1	22	4	58
2	42	2	42	2	42
4	80	7	118	3	54
2	38	5	76	1	12
35	606	39	658	43	714
27	533	22	443	19	382
△ 8	△ 73	△ 17	△ 215	△ 24	△ 332
89	1,729	90	1,761	91	1,795
91	1,637	97	1,743	110	1,988
2	△ 92	7	△ 18	19	193
2		4		6	
0		0		1	
△ 2		△ 4		△ 5	
6		6		7	
5		6		5	
△ 1		0		△ 2	
25	232	26	242	27	252
17	153	18	184	21	236
△ 8	△ 79	△ 8	△ 58	△ 6	△ 16
4	40	4	40	4	40
1	4	2	11	2	20
△ 3	△ 36	△ 2	△ 29	△ 2	△ 20

第6期計画					
3年度		4年度		5年度	
人数	人日	人数	人日	人数	人日
4		6		8	
1		1		2	
△ 3		△ 5		△ 6	
31		32		33	
33		32		35	
2		0		2	
49		49		48	
49		48		45	
0		△ 1		△ 3	

4 相談支援

サービスの種類	区分	第7期計画	
		6年度	
		人数	人日
計画相談支援	見込量	100	
	実績（見込）	106	
	無	6	
地域移行支援	見込量	3	
	実績（見込）	7	
	差	4	
地域定着支援	見込量	7	
	実績（見込）	7	
	差	0	

第6期計画					
3年度		4年度		5年度	
人数	人日	人数	人日	人数	人日
100		120		138	
86		96		97	
△ 14		△ 24		△ 41	
1		1		2	
1		4		5	
0		3		3	
7		7		8	
5		6		6	
△ 2		△ 1		△ 2	

○障がい児福祉計画

1 障害児通所支援

サービスの種類	区分	第7期計画	
		6年度	
		人数	人日
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	見込量	24	260
	実績（見込）	24	287
	差	0	27
	見込量		
	実績（見込）		
	差		
放課後等デイサービス	見込量	64	720
	実績（見込）	80	1,037
	差	16	317
保育所等訪問支援	見込量	20	20
	実績（見込）	23	23
	差	3	3
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0	0
	実績（見込）	0	0
	差	0	0
障害児相談支援	見込量	29	
	実績（見込）	36	
	差	7	

	第6期計画					
	3年度		4年度		5年度	
※参考値	人数	人日	人数	人日	人数	人日
児童発達支援	23	273	25	298	28	325
	24	284	22	223	25	275
	1	11	△ 3	△ 75	△ 3	△ 50
医療型児童 発達支援	1	10	1	12	1	15
	1	14	0	3	1	9
	0	4	△ 1	△ 9	0	△ 6
	38	425	39	488	40	560
	48	577	55	658	70	837
	10	152	16	170	30	277
	11	12	14	16	18	21
	19	19	15	15	19	19
	8	7	1	△ 1	1	△ 2
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	22		25		29	
	22		24		30	
	0		△ 1		1	

※第7期計画から、児童発達支援と医療型児童発達支援は区別せず集計となる。

【地域生活支援事業見込量に対する実績】

令和6年12月末日現在

○必須事業

事業の種類	区分	単位	第7期計画
			6年度
理解促進研修・啓発事業	見込	実施の有無	有
	実績	有無	有
自発的活動支援事業	見込	実施の有無	有
	実績	有無	有
相談支援事業			
指定特定相談支援事業所	見込	設置数	6
	実績		6
指定一般相談支援事業	見込		0
	実績		0
指定障害児相談支援事業所	見込		2
	実績		2
基幹相談支援センター	見込	実施の有無	有
	実績	有無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込	実施の有無	有
	実績	有無	有
住宅入居等支援事業	見込	件	0
	実績	件	0
成年後見制度利用支援事業	見込	件	5
	実績	件	3
成年後見制度法人後見支援事業	見込	実施の有無	有
	実績	有無	有
意思疎通支援事業			
手話通訳者設置事業	見込	実施の有無	有
	実績	有無	有
手話通訳者派遣事業	見込	件	170
	実績（見込）		161
要約筆記者派遣事業	見込	件	1
	実績（見込）		0

【参考】

第6期計画		
3年度	4年度	5年度
有	有	有
有	有	有
有	有	有
有	有	有

4	4	5
5	6	6
0	0	0
0	0	0
0	0	1
2	2	2
有	有	有
有	有	有
有	有	有
有	有	有
0	0	0
0	0	0
1	2	2
1	2	4
有	有	有
有	有	有

有	有	有
有	有	有
160	170	180
182	204	164
1	1	1
0	0	0

○必須事業（続き）

事業の種類	区分	単位	第7期計画	
			6年度	
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	見込	件	3	
	実績（見込）		0	
自立生活支援用具	見込	件	4	
	実績（見込）		8	
在宅療養等支援用具	見込	件	2	
	実績（見込）		5	
情報・意思疎通支援用具	見込	件	10	
	実績（見込）		5	
排泄管理支援用具	見込	件	550	
	実績（見込）		439	
住宅改修費	見込	件	2	
	実績（見込）		0	
手話奉仕員養成研修事業	見込	実施の有無	有	
	実績		有	
移動支援事業	見込	事業所数	16	
	実績		16	
	見込	人数	75	
	実績（見込）		75	
	見込	時間	2,400	
	実績（見込）		1,927	
地域活動支援センター				
市内事業所	見込	事業所数	2	
	実績		2	
	見込	人数	10	
	実績（見込）		9	
市外事業所	見込	事業所数	4	
	実績		4	
	見込	人数	5	
	実績（見込）		2	

第6期計画		
3年度	4年度	5年度
2	2	2
3	5	0
2	2	2
0	4	3
2	2	2
4	1	6
28	28	28
4	4	7
570	570	570
527	586	590
2	2	2
0	2	3
有	有	有
有	有	有
15	15	16
14	15	16
97	98	100
50	51	49
2,286	2,296	2,315
2,120	1,759	2,118

2	2	2
2	2	2
12	13	14
11	8	11
4	4	4
4	4	4
7	8	9
3	4	3

○任意事業

事業の種類	区分	単位	第7期計画	
			6年度	
日中一時支援事業	見込	事業所数	32	
	実績（見込）		34	
	見込	人数	90	
	実績（見込）		112	
	見込	時間	9,650	
	実績（見込）		7,177	
声の広報事業	見込	人数	6	
	実績（見込）		5	

第6期計画		
3年度	4年度	5年度
25	26	27
29	31	31
84	86	88
65	84	88
9,885	9,905	9,924
9,973	8,953	13,303
13	13	13
13	7	5

荊崎市第6次障がい者ふれあい計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

今回の計画においては、障害者差別解消法などの法律や制度改正などを含め、障がいのある人への支援を進めるため、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し、地域で支え合う暮らしを実現できるまちづくりを目指し、障がいのある人やその家族のニーズの多様化への対応を主眼に置き、策定することといたしました。

2 計画の基本理念

障害者基本法では、「すべての国民が、障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目標として掲げています。

荊崎市第5次障がい者ふれあい計画では、『ともに支え合い、自分らしく生活できるまちにらさき』を基本理念に掲げ、『地域福祉』『インクルージョン¹』『エンパワメント²』の考え方に基づく、さまざまな障がい者施策を推進してきました。

荊崎市第6次障がい者ふれあい計画では、前計画の検証を踏まえ『権利擁護』『情報発信』『連携協働』をよりいっそう強化する必要があります。また上位計画である「荊崎市第7次総合計画後期基本計画」において『すべての人が輝き 幸せを創造するふるさとにらさき』を市の将来像として掲げ、福祉分野政策で『地域の絆で支え合い、助け合う福祉のまちづくり』を打ち出し、地域でまるごと支え合う福祉のまちを目指している本市の方向性を踏まえて、本計画では以下の基本理念を掲げ、障がい者施策のさらなる推進を図ります。

基本理念
地域の絆で支え合い、
すべての人が輝けるまち
にらさき

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、本計画では以下の4つの基本方針を掲げます。

(1) 尊重し合い、支え合って暮らせるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、互いを尊重し合い、相互理解を深め、支え合うことが必要です。そのため、障がい者に対する権利擁護や虐待防止、差別解消に向けた取り組みを推進します。また、一般市民に対して、障がい及び障がい者に対する理解の促進を図るため、研修の機会や啓発活動を充実させるとともに、障がいのある人と交流する機会の提供に取り組みます。

(2) 快適な地域生活を送れるまちづくり

住み慣れた地域で快適な暮らしを送るためには、各種保健事業の推進と障がいの種類や程度に対応した支援が必要です。そのために、早期発見・早期療育や重度化の防止、疾病等の予防など、保健・医療の推進を図るとともに、支援を必要としている人を適切なサービスや情報につなげることができるよう、相談支援・情報提供の充実に努めます。また、地域生活を支える協議会体制を構築し、効果的な施策の展開を推進するとともに、一人ひとりの障がい特性及び多様なニーズに対応した障害福祉サービス等の充実に努めます。

(3) 自立と社会参加を支援するまちづくり

希望する自立生活を送るためには、社会的な自立の促進と、社会活動に参加するための機会創出及び環境整備が必要となります。そのために、将来自立し、積極的な社会参加を実現できるよう、一人ひとりの個性やニーズを尊重した保育・教育・療育を提供する体制の充実とともに、障がい者の雇用・就労支援の充実に努めます。また、地域のなかで自身の持つ能力を活用していきいきとした生活が送れるよう、障がい者の地域活動やスポーツ・文化活動等の促進を支援します。

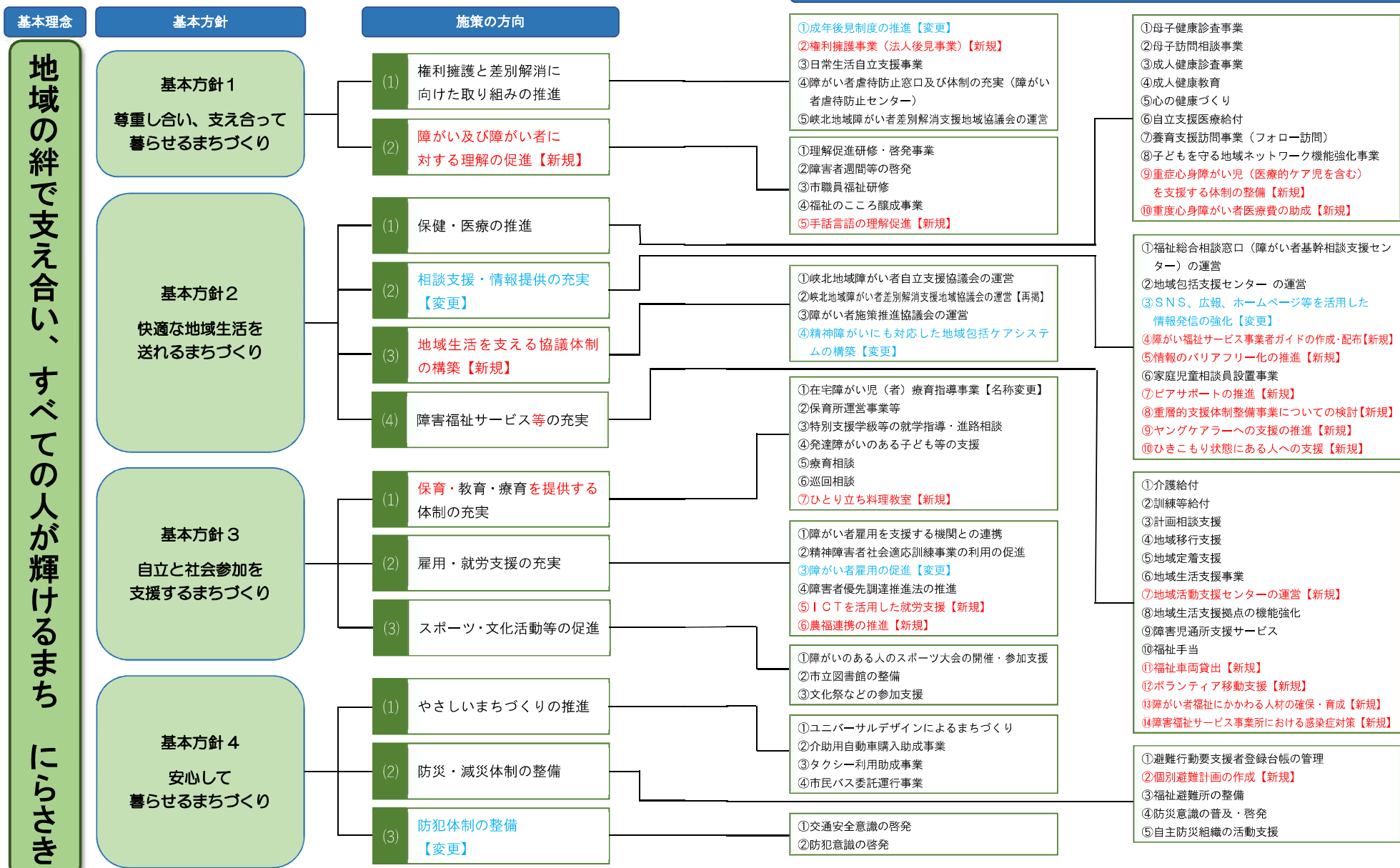
(4) 安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりの推進を図るため、公共施設のバリアフリー化や移動手段への支援等を通して、外出しやすい環境の整備を図ります。また、災害発生時や避難生活の長期化等を見据えた防災・減災体制の整備を図るとともに、防犯体制の整備、交通安全等に関する啓発の推進等を通して、生活のあらゆる側面からの安全・安心の確保に努めます。

¹ インクルージョン：障がいの有無にかかわらず、全ての人が孤立や孤立、排除や摩擦を受けることなく、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念

² エンパワメント：個人や集団がより自己決定能力や社会的・政治的・法的な力を獲得し、自分たちに影響を及ぼす事柄を、自分自身でコントロールできるようになること

4 施策の体系



II 障がい児福祉計画 基本指針の数値目標（成果目標と活動指標）

- 1 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
児童発達支援センターは圏域で設置済みです。児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援事業等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築します。
- 2 重症心身障害児を支援する事業所の確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内で設置済みです。児童発達支援事業所は、引き続き、圏域に所在する事業所と連携を図り、体制づくりを行います。
- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
協議の場については圏域で設置済みですが、コーディネーターの配置につきましては県及び圏域他市と協議して検討します。

＜障害児支援サービス 見込量＞

項目	単位	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	256	260	270	280
	利用者	23	24	25	26
放課後等デイサービス	人日	690	720	750	780
	利用者	59	64	69	74
保育所等訪問支援	人日	18	20	22	24
	利用者	18	20	22	24
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者	27	29	33	36
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置人数	1	1	1	1

計画の推進

本計画は、PDCA サイクルに沿った進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。そのために「荏崎市障がい者施策推進協議会」を計画の進捗状況について確認する場と定め、定期的な確認と分析・評価を行い、課題がみられる際には、柔軟な対応に努めます。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

お問い合わせ先

荏崎市 福祉課 障がい福祉担当

Tel: 0551-22-1111 Fax: 0551-22-8479
市ホームページアドレス: <http://www.city.nirasaki.lg.jp/>



荏崎市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 【概要版】

計画の趣旨

本計画は、令和6年3月『地域の絆で支え合い、すべての人が輝けるまち にらさき』を基本理念に策定した「荏崎市第6次障がい者ふれあい計画（令和6～11年度）」の実現に向け、障がい者施策を計画的に推進していくための実施計画として位置付けられています。前計画である「荏崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の進捗状況や障がい福祉サービス等の利用実績の検証結果、国から示された基本的な指針等を踏まえて、新たな3年間（令和6～8年度）の具体的な実施計画を策定しました。

I 障がい福祉計画 基本指針の数値目標（成果目標と活動指標）

- 1 施設入所者の地域生活への移行
令和4年度末時点の入所者48人の8.3%（4人）を地域生活へ移行します。
施設入所者数を令和4年度末時点から8.3%（4人）削減します。
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、下記のとおり行います。
①年間開催回数 7回
②保健、医療、福祉、介護等、関係者の参加者数 14人（令和8年度は14人）
③協議の場における目標項目の設定 2項目（令和8年度は2項目）
④協議の場における評価の実施状況 1回
- 3 地域生活支援拠点等の整備
令和2年度に圏域（峡北地域）に設置した地域生活支援拠点について、年1回以上その運用状況を検証・検討し、機能の充実を図ります。
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
就労移行支援事業等では、9人（2.25倍）以上の移行を目指します。
就労移行支援では、3人（令和3年度実績0人のため倍率なし）以上の移行を目指します。
就労継続支援A型では、3人（1.50倍）以上の移行を目指します。
就労継続支援B型では、3人（1.50倍）以上の移行を目指します。
- 5 就労移行支援事業の事業所ごとの移行率
令和8年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上となるように目指します。
- 6 就労定着支援事業の利用率・就労定着支援事業による就労定着率
国の指針のとおり、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目指します。
- 7 相談支援体制の充実・強化等
基幹相談支援センターについては市単独で設置済みですが、職員のスキルアップと機能強化に努めます。引き続き、地域の相談機関と連携を図りながら支援体制の充実を図ります。
- 8 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築
障害福祉サービスに係る研修へ継続参加し、担当職員の資質向上を図ります。審査支払システムでの審査結果を活用し、サービス事業所や関係自治体との研修等により、課題の共有、解決に努めます。

<障害福祉サービス 見込量>

項目	単位	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	720	728	735	740
	利用者	55	55	57	59
重度訪問介護	時間	95	95	95	95
	利用者	2	2	2	2
同行援護	時間	3	4	5	5
	利用者	1	1	2	2
行動援護	時間	120	120	120	125
	利用者	6	6	6	7
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0
生活介護	人日	2,065	2,065	2,065	2,065
	利用者	103	103	103	103
自立訓練（機能訓練）	人日	13	13	13	13
	利用者	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	61	61	62	62
	利用者	3	3	3	3
就労選択支援	利用者	—	—	1	1
就労移行支援	人日	65	65	65	65
	利用者	3	3	3	3
就労継続支援（A型）	人日	370	370	370	370
	利用者	19	19	19	19
就労継続支援（B型）	人日	1,799	1,848	1,898	1,949
	利用者	99	101	103	105
就労定着支援	利用者	0	1	2	3
療養介護	利用者	5	6	6	6
短期入所	人日	184	184	184	184
	利用者	18	18	18	18
短期入所（医療型）	人日	11	11	11	11
	利用者	2	2	2	2
自立生活援助	利用者	1	1	1	1
共同生活援助	利用者	34	36	38	40
施設入所支援	利用者	45	45	45	44
計画相談支援	利用者	96	100	105	110
地域移行支援	利用者	3	3	3	3
地域定着支援	利用者	7	7	7	7

<地域生活支援事業 見込量>

項目	単位	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有
指定特定相談支援事業所	箇所	6	6	6	7
指定一般相談支援事業所	箇所	0	0	0	1
指定障害児相談支援事業所	箇所	2	2	2	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	件	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	件	4	5	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有
手話通訳者派遣事業	件	156	170	180	190
要約筆記者派遣事業	件	0	1	1	1
介護・訓練支援用具	件	2	3	3	3
自立生活支援用具	件	4	4	5	5
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	8	10	12	14
排泄管理支援用具	件	528	550	550	550
住宅改修費	件	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	件	有	有	有	有
移動支援事業	箇所数	16	16	17	17
	利用者	73	75	78	83
	時間	2,378	2,400	2,400	2,400
地域活動支援センター事業市内事業所	箇所数	2	2	2	2
	利用者	10	10	11	12
地域活動支援センター事業市外事業所	箇所数	4	4	4	5
	利用者	5	5	6	7
日中一時支援事業	箇所数	31	32	33	34
	利用者	88	90	95	100
	時間	9,295	9,650	9,650	9,650
声の広報発行事業	箇所数	1	1	1	1
	利用者	6	6	6	6